

会務月報 第418号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■臨時理事会議事概要

1. 日 時 平成29年11月29日(水)
13:30~13:40
2. 場 所 日事連会議室
3. 理事総数及び出席理事数 総数31名、出席数28名
4. 出席者及び欠席者の氏名
出席者
副会長 富岡 學、佐野吉彦、佐々木宏幸、栗原憲昭、
遠藤正幸、岩本茂美
専務理事 居谷献弥
常任理事 伊藤光洋、植村吉延、岡村則満、栗原信幸、
堂田重明、新沼義雄
理 事 相場 博、秋野卓生、大谷秀逸、金子敏夫、
神田重信、栗田政明、児玉耕二、鈴木勇人、
富田 裕、西尾信次、宮原浩輔、八島英孝、
山木 茂、横須賀満夫、吉田 敏
監 事 宮原克平、山下卓治
事 務 局 前田敏明事務局長、鈴木雅之広報企画担当課長、
千浜民子業務課長、伊東眞理総務課長、
吉田茂調査役
欠 席 者
理 事 小林忠志、澤木英二、鈴木兼次
5. 議 事
(1) 議長の選任
富岡學副会長が議長に選任された。
(2) 議事録署名人の確認

定款第45条第2項及び第3項の規定により、議事録署名人は出席理事全員及び監事であることが確認された。

(3) 議決事項

1) 会長互選の件

議長より、会長の互選について諮ったところ、佐々木宏幸副会長より会長候補者の提案があった。

議長より同提案について諮ったところ、理事全員の一致をもって、佐野吉彦副会長を会長に選任した。

なお、被選出者は、席上その就任を承諾した。

■平成29年11月通常理事会議事概要

1. 日 時 平成29年11月29日(水)
14:00~16:30
2. 場 所 日事連会議室
3. 理事総数及び出席理事数 総数31名、出席数28名
4. 出席者及び欠席者の氏名
出席者
会 長 佐野吉彦
副会長 富岡 學、佐々木宏幸、栗原憲昭、遠藤正幸、
岩本茂美
専務理事 居谷献弥
常任理事 伊藤光洋、植村吉延、岡村則満、栗原信幸、
堂田重明、新沼義雄
理 事 相場 博、秋野卓生、大谷秀逸、金子敏夫、
神田重信、栗田政明、児玉耕二、鈴木勇人、
富田 裕、西尾信次、宮原浩輔、八島英孝、
山木 茂、横須賀満夫、吉田 敏
監 事 宮原克平、山下卓治
事 務 局 前田敏明事務局長、鈴木雅之広報企画担当課長、
千浜民子業務課長、伊東眞理総務課長、
吉田茂調査役
欠 席 者
理 事 小林忠志、澤木英二、鈴木兼次
5. 議 事

(1) 議長の選任

佐野吉彦会長が議長に選任された。

(2) 議事録署名人の確認

定款第45条第2項の規定により、議事録署名人は以下の者であることが確認された。

佐野吉彦会長、宮原克平監事、山下卓治監事

(3) 議決事項

1) 常任理事会専決事項の承認の件（11月20日、常任理事会決定）

①第128回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール及び議事等の決定の件

資料1のとおり12月6日13時から17時に、銀座東武ホテルにおいて、建築士事務所協会全国会長会議及び政経フォーラムを開催することを常任理事会で決定した旨、事務局より説明がなされた。

以上の常任理事会で決定した事項について、議長より諮ったところ、異議なく、資料1のとおりこれを承認した。

②定款施行細則の変更の件

事務局より、資料2によって次の趣旨の説明がなされた。

全国会長会議の招集について、定款施行細則には、会長が招集すること及び開催日の2週間前までに通知することが規定されているが、会長が欠けたときに備える規定がなかった。10月25日付で大内達史氏が会長を辞任し会長不在となっていたが、12月6日の全国会長会議を会長以外の者が招集できるよう、同細則の(招集)第13条に「会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が全国会長会議を招集する。」との規定を追加することを常任理事会で決定し、先般、副会長が招集文書を発信した。

以上の常任理事会で決定した事項について、議長より諮ったところ、異議なく、資料2のとおりこれを承認した。

2) 平成29年度上半期事業報告及び決算報告の承認の件

居谷専務理事及び各常置委員会委員長より、資料3-1によって平成29年度上半期事業報告について、会議報告、事業概要、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・

渉外、指導運営、熊本地震への対応、基本問題検討、景観・まちづくり、住宅金融支援機構適合証明業務、会員動静に関するそれぞれの事業報告の内容の説明がなされた。

富田理事より以下の質問がなされた。

発注形態の問題について、最近デザインビルドが広まってきたが、それに対する日事連のスタンスはどうするのか。価格以外の要素を考慮することは大事だが他業界に対して説明する際に、どのような理由をまとめているか。具体的な価格以外の要素としてどういったものを打ち出しているか。

これに対し、居谷専務理事より、デザインビルドについて日事連の具体的な見解は整理されていないが、施工者が設計まで含めて一体的に行うことは、設計の独自性が犯され、特に公共建築において望ましくないのではないかと回答がなされた。

佐々木副会長より、建築五会でデザインビルドについて議論を重ねたが、意見がまとまらなかった。公共建築はプロポーザルが中心だが、最低制限価格等を含め検討対象と考えている。国交省官庁営繕部でプロポーザルのガイドラインを見直し中であり、対処していきたいとの発言がなされた。

また、吉田理事より、官庁から発注者としてどのように発注すべきかアドバイスを求められているが、業界側からどんな意見を出していった方がよい。方式よりも作る物の特徴の方が重要となってくる。求められれば日事連に協力するとの発言がなされた。

これに対し、佐々木副会長より、公共建築については国交省の検討会等で議論しているが、民間に対する日事連の取り組みが遅れているので、有識者等を紹介してもらえればありがたいとの発言がなされた。

続いて、居谷専務理事より、資料3-2によって一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の平成29年度上半期決算報告について説明がなされ、山下監事より監査報告が次のとおり行われた。

①事業報告書の内容は、真実であると認める。②決算報告書の内容は、適切であると認める。③理事の職務遂行に

関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実の有無については、指摘すべき事実はない。

議長より、上半期事業報告及び決算報告の承認について諮ったところ、異議なく、資料3-1及び資料3-2のとおり承認し、12月6日に開催する全国会長会議に報告することとした。

3) 建築士事務所全国大会の開催地（地方の通年開催）の承認の件

栗原信幸総務・財務委員長より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

総務・財務委員会及び常任理事会で改めて全国大会の開催地について協議した結果、これまでの方針どおり平成31年度以降は地方の通年開催とし、全単位会一巡には拘らず、ブロック・主管会の順番等は柔軟に対応することとした。今後、青年WG等で、青年話創会及び全国大会式典等の内容並びに適切な支出項目等について検討していきたい。

議長より、建築士事務所全国大会の平成31年度以降の開催地を、地方の通年開催とすることについて諮ったところ、異議なく、これを承認した。

4) 第42回建築士事務所全国大会（東京開催）に向けた全国大会実行特別委員会の設置の承認の件

事務局より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

平成30年度の全国大会（東京開催）の実施に向けた企画、立案等のために特別委員会を設置し、年明けより活動を開始したい。委員会は資料に記載の11名で構成し、役員改選後も原則として委員は継続とする。

議長より、全国大会実行特別委員会の設置について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

5) 講習会のWeb受付システムの導入の承認の件

堂田教育・情報委員長より、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

日事連の講習会の受付方法は、対面（窓口）及び郵送に限っているが、他団体ではWeb受付を実施しているところ

が増えてきており、受講希望者の申込の利便性向上、集客力アップ及び事務作業の効率化を図るため、まずは「既存住宅状況調査技術者講習」のWeb受付システムの開発を先行し、その他の講習でもWeb受付が導入可能か確認できたものから採用していきたい。

議長より、講習会のWeb受付システムの導入について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

6) 宅建業法改正に伴う建物状況調査業務向け保険制度新設の承認の件

栗原信幸総務・財務委員長より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

日本建築士会連合会が8月から会員を対象に建物状況調査業務の保険を導入したが、日事連においても「既存住宅状況調査技術者」が所属する会員事務所向けに保険制度を企画した。支払限度額は1請求当たり500万円、保険料は検査1件当たり1,940円、最低保険料は1万円の予定である。平成30年4月より導入したい。

相場理事より、早めに開始してほしいとの発言がなされた。

議長より、建物状況調査業務向け保険制度新設について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

7) 平成30年度日事連建築賞の募集等の承認の件

植村広報・渉外委員長より、資料8-1及び8-2によって次の趣旨の説明がなされた。

平成30年度日事連建築賞の対象建築作品及び応募資格者については、従来どおりの要項で実施したい。ただし、平成29年度は、新築にかかわらず増改築・改修等を含む建築作品も応募の対象となることを募集要項に明記したところ、確認申請が不要で検査済証が無い作品の応募について問合せが殺到したため、平成30年度の募集要項案にこの要件を明記した。また、日事連建築賞の英語名称がないため、日事連建築賞選考委員会の委員等が他の賞を参考にJAAF Awards 2018等の案を作成した。

議長より、平成30年度日事連建築賞の募集要項及び英

語名称について諮ったところ、異議なく、資料8-1及び8-2のとおりこれを承認した。

8) 改正建築士法の周知活動の承認の件

植村広報・渉外委員長より、資料9によって次の趣旨の説明がなされた。

今年度の事業計画に挙げていた改正建築士法の周知について、総務・財務委員会で具体的な方策が検討され、広報・渉外委員会でこれを受け、単位会で周知活動を行うよう依頼すること及びその経費として1単位会当たり10万円を上限に助成することとした。来年度にかけて周知活動に有効なコンテンツの作成を検討する。

議長より、改正建築士法の周知活動及び単位会への助成について諮ったところ、異議なくこれを承認した。

9) 基本問題検討特別委員会正副委員長の変更承認の件

事務局より、資料10によって次の趣旨の説明がなされた。

基本問題検討特別委員会の委員長であった大内達史前会長が辞任したことにより、同委員会の委員長が空席となったため、佐野吉彦副委員長を委員長に、佐々木宏幸委員を副委員長に変更したい。

議長より、基本問題検討特別委員会正副委員長の変更について諮ったところ、異議なくこれを承認した。

(4) 報告事項

1) 第41回建築士事務所全国大会(和歌山大会)の実施結果について

事務局より、資料11によって次の趣旨の説明がなされた。

10月6日の大会式典を中心に1,500名余が参加、収支決算は4,247万円余であった。大会式典の前日5日には青年話創会2017和歌山大会を開催し、青年部等を設立している単位会の活動状況報告及び意見交換等を行った。今回は、作品展展示・特別企画展示を6日から8日に実施し、青年話創会を含め開催日は4日間であった。

2) 建築士事務所企業年金基金(12月1日発足予定)につ

いて

佐々木副会長より、資料12によって次の趣旨の説明がなされた。

従来の建築士事務所厚生年金基金が平成29年11月30日で解散し、後継制度である建築士事務所企業年金基金として厚生労働省より設立認可され12月1日に発足する。設立時の加入事業所数は340事業所、加入員数は2,422名の見込みである。新制度は、事業所の所在地・業種の縛りがなく、東京都・大阪府に所在する事業所や賛助会員等も加入可能である。また、65歳未満であれば事業主・役員も加入でき、掛金は全額損金算入可能と税制面でも魅力的な制度であるので、単位会等で周知してほしい。

3) 告示第15号の改正検討状況について

居谷専務理事より、資料13によって次の趣旨の説明がなされた。

10月2日の第3回検討委員会で、各団体からの意見表明及び業務報酬基準改正に向けた視点の整理等がなされた。建築三会(日事連、士会連、JIA)では、①時代に適合していること、②発注者にとって使い易いこと、③適切な報酬が得られること、④アンケートに明確な視点を持つこと、を要望し、概ね要望に応じてもらっている。アンケートの実施に当たり、国交省からは800事務所程のリスト提出を要請されているが、単位会の協力を得て事務所の規模に偏りがないよう調整し、500事務所程を提出することになると思う。11月22日の検討委員会及び12月初旬の中央建築士審査会で改正方針及びアンケート実施概要を決定し、2月からWebでアンケートが実施される予定である。

4) 既存住宅状況調査技術者講習について

居谷専務理事より、資料14によって次の趣旨の説明がなされた。

現在、新規講習を39単位会、移行講習を28単位会で開催することが決定している。10月末時点の申込者数は、全

国で2,666名である。四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会（日事連、土会連、J I A、日建連で構成）で、既存住宅状況調査技術者が既存住宅状況調査を行う際に使用できる契約書のひな形を作成し、ホームページから無償でダウンロードして利用できるようにした。単位会の業務は、相談窓口の設置、既存住宅状況調査事務所名簿の整備・提供及び事務所の斡旋・紹介等を想定している。

5) フラット35適合証明業務と既存住宅検査の効率化について

居谷専務理事より、資料15によって次の趣旨の説明がなされた。

平成30年4月の改正宅地建物取引業法の施行に伴い、フラット35において、既存住宅状況調査（告示インスペクション）を可能な限り活用する基準・検査体制を構築し、告示インスペクション、安心R住宅、住宅瑕疵担保保険及びフラット35の普及を図る。具体的内容は、①フラット35の基準改正、②フラット35基準の現場検査の合理化、③検査結果報告書の様式の合理化、④フラット検査者の登録要件強化、⑤講習会の同日開催、である。

6) 設計図書の電磁的記録による作成と長期保存のガイドラインについて

居谷専務理事より、資料16によって次の趣旨の説明がなされた。

建築士法においては、建築士が業務として作成した設計図書には記名・押印し、定められた設計図書を事務所の開設者が15年間保存しなければならないとされている。これらの設計図書を電磁的記録（電子データ）により作成・保存することは、平成16年に施行されたいわゆるe-文書法によって可能となっていたが、普及してこなかった。そこで、電子データの保存方法等のガイドライン「(仮称)建築設計業務における設計図書の電磁的記録による作成と長期保存のガイドライン」を作成するため、ガイドライン検討会（日本文書情報マネジメント協会が事務局となり、関係団体から委員を派遣、オブザーバーとして国交省）を

設置し、日事連からも委員2名を派遣した。

7) 会員・構成員異動報告

事務局より、資料17によって平成29年9月から10月の各月の会員、構成員及び賠償責任保険加入事務所数等の報告がなされた。

<配付資料>

資料1：第128回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール及び議事等について

資料2：定款施行細則の変更について（案）

資料3-1：平成29年度上半期事業報告書

資料3-2：平成29年度上半期決算報告書

資料4：建築士事務所全国大会の開催地（地方の通年開催）について

資料5：第42回建築士事務所全国大会（東京開催）に向けた全国大会実行特別委員会の設置について

資料6：講習会のWeb受付システムの導入について

資料7：宅建業法改正に伴う建物状況調査（インスペクション）業務向けE&O保険（検討状況の中間報告その4）

資料8-1：平成30年度日事連建築賞募集要項及び選考委員会委員について

資料8-2：日事連建築賞の英語名称について

資料9：改正建築士法の周知活動等について

資料10：基本問題検討特別委員会正副委員長の変更について

資料11：第41回建築士事務所全国大会（和歌山大会）実施結果

資料12：建築士事務所企業年金基金（12月1日発足予定）について他

資料13：告示第15号検討委員会スケジュール概要（案）他

資料14：平成29年度「既存住宅状況調査技術者講習」（新規講習）開催日程一覧他

資料15：フラット35の既存住宅検査の効率化について

資料16：(仮称)建築設計業務における設計図書の電磁的記録による作成と長期保存のガイドライン

資料17：会員・構成員異動報告等

■第128回建築士事務所協会全国会長会議議事概要

1. 日 時 平成29年12月6日(水)
13:00~15:40
2. 場 所 銀座東武ホテル 3階 龍田
3. 会議の構成者数及び出席者数
構成者数 単体会会長46名
出席者数 単体会会長46名
(内、委任状提出：和歌山会・表決委任を受けた代理人の氏名 佐藤和夫、鹿児島会・被表決委任者の氏名 野原勉)
4. 出席者及び欠席者の氏名
出席者
正会員
北海道 庄司 雅美 青 森 相場 博
岩 手 新沼 義雄 宮 城 栗原 憲昭
秋 田 齊藤 巧 山 形 藤原 薫
福 島 渡邊 武 茨 城 横須賀満夫
栃 木 佐々木宏幸 群 馬 栗原 信幸
埼 玉 栗田 政明 千 葉 金子 康男
東 京 児玉 耕二 神奈川 白井 勇
新 潟 坂本 忠志 長 野 小河 節郎
山 梨 飯窪 功児 富 山 堂田 重明
石 川 西川 英治 福 井 櫻川 幸夫
静 岡 遠藤 正幸 愛 知 朝岡 市郎
三 重 濱出 進 滋 賀 井島 均
京 都 上野 浩也 大 阪 佐野 吉彦
兵 庫 田代 芳信 奈 良 植村 吉延
和歌山 小川 浩 鳥 取 霜村 将博
島 根 矢野 敏明 岡 山 宮崎 勝秀
広 島 小西 郁吉 山 口 伊藤 光洋
徳 島 小西 誠一 香 川 富岡 學
愛 媛 白石 春夫 高 知 西森 敬祐
福 岡 岩本 茂美 佐 賀 平野 直人
長 崎 岡村 則満 熊 本 福島 正継

- 大 分 仲摩 和雄 宮 崎 金丸 啓洋
鹿児島 東條 正博 沖 縄 野原 勉
日事連名誉会長 三栖 邦博
日事連役員
専務理事 居谷 献弥
理 事 秋野 卓生、大谷 秀逸、澤木 英二、
鈴木 兼次、宮原 浩輔、山木 茂、吉田 敏
監 事 宮原 克平、山下 卓治
事務局
前田敏明事務局長、鈴木雅之広報企画担当課長、
千浜民子業務課長、伊東眞理総務課長
5. 会長挨拶
佐野吉彦会長より、以下の趣旨の挨拶があった。
大内前会長のもとで推進してきた事業計画を確実に受け継ぎ、次年度に向けて現在の取り組みを遅滞なく、テンポアップして進めていきたい。また、単体会と所属する会員をバックアップしながら、社会と地域に信頼される日事連をつくっていきたい。
 6. 来賓挨拶
国土交通省眞鍋純大臣官房審議官より、以下の趣旨の挨拶があった。
災害や省エネ対策及びストック活用等、建築業界を取り巻く課題は深刻化してきている。業務報酬基準(告示第15号)の見直し等について検討を行っているが、建築士事務所を対象としたWebアンケート調査の実施等への協力をお願いするとともに忌憚のない意見を聞かせてほしい。
 7. 単体会新会長紹介
司会者より、前回平成29年6月21日の全国会長会議以降の単体会会長の異動について、以下の新会長紹介があった。
東京会 児玉耕二会長
 8. 議長・副議長の選任
司会者より、議長及び副議長の選任について諮ったところ、議長に栗原憲昭宮城会会長が、副議長に遠藤正幸静岡会会長が選任された。
 9. 議事録署名人の選任

議長より、議事録署名人の選任について諮ったところ、議長に一任され、栗原憲昭議長、佐野吉彦大阪会会長及び岩本茂美福岡会会長を議事録署名人に選任した。

10. 協議事項

(1) 平成30・31年度役員候補者の推薦手順と選任方法について

栗原信幸総務・財務委員長より、資料1によって、次の趣旨の説明がなされた。

平成28・29年度の申し合わせ事項を基に平成30・31年度に合わせて年月日等の変更を行っている。本日申し合わせ事項として決定後、選任に向け手続きを進めていく予定である。

議長より、協議事項1について諮ったところ、異議なく資料1を申し合わせ事項とした。

11. 報告事項

(1) 会長辞任に伴う後任会長の選出について

佐々木副会長より、次の趣旨の報告がなされた。

10月25日付で大内前会長より会長及び理事の辞任届が提出され、同日付で辞任されたことに伴い、会長・代表理事が空席となった。11月1日の副会長打合せで、過去の任期途中での会長退任時の対応を参考に後任会長候補者案を決定し、11月20日の常任理事会で承認を得た後、11月29日の臨時理事会で互選により佐野副会長を会長に選任した。

(2) 平成29年度上半期事業報告及び決算報告について

各常置委員会委員長及び居谷専務理事より、資料2-1によって、平成29年度上半期事業報告について概要説明がなされた。続いて、居谷専務理事より、資料2-2によって、一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の平成29年度上半期決算報告について概要説明がなされた。

(3) 建築士事務所全国大会の開催地（地方の通年開催）について

栗原信幸総務・財務委員長より、資料3によって、次の趣旨の報告がなされた。

全国大会の開催地について、これまでの検討どおり、平成31年度以降は地方の通年開催とし、全単位会一巡には拘らず、ブロック・主管会の順番等は柔軟に対応することで理事会へ提案した。大会の内容と経費削減等について、常任理事会で佐々木副会長より今後総務・財務委員会傘下のWG等で検討したいとの発言があり、これまでの全国大会の実施状況等を再確認し、見直しを図ることが必要と考える。

(4) 会員向けアンケート結果について

建築士事務所の業務環境改善WG佐々木主査より、資料4-1及び資料4-2によって、次の趣旨の報告がなされた。

会員事務所の労働環境等に関する実態調査報告書を公表するにあたり、その調査項目によっては労働基準法の規定に抵触していることが明らかであることから、顧問弁護士である秋野理事と協議した結果、日事連としてはHPで公表せず、単位会における活用については、単位会の責任と判断で公表等してもらうこととした。

単位会において、本日配布した調査報告書の内容を確認し、公表についての意見等があれば12月中に事務局宛に連絡してほしい。特に問題がなければ年明けに単位会宛公表について連絡する。

(5) 建築士事務所厚生年金基金について

佐々木副会長より、資料5によって、次の趣旨の報告がなされた。

平成4年に日事連及び日本建築家協会の共同事業として「建築士事務所厚生年金基金」が設立されたが、厚生年金保険法等の改正に伴い、12月1日より「建築士事務所企業年金基金」に移行された。新制度は、事業所の所在地・業種の縛りがなく、東京都・大阪府に所在する事業所や賛助会員等も加入可能である。また、65歳未満であれば事業主・役員も加入でき、掛金は全額損金算入可能と税制面でも魅力的な制度であるので、単位会等で周知してほしい。

(6) 平成30年度日事連建築賞の募集等について

植村広報・渉外委員長より、資料6-1及び資料6-2によって、次の趣旨の報告がなされた。

募集要項については、対象建築作品、応募資格者については、従来どおりの要項で実施していくこととしたい。ただし、平成29年度は、新築にかかわらず増改築・改修等を含む建築作品も応募の対象となることを募集要項に明記したところ、確認申請が不要で検査済証が無い作品の応募について問合せが殺到したため、平成30年度の募集要項案にこの要件を明記した。また、日事連建築賞の英語表記について、外部からの問い合わせもあることから、他のコンテスト等の英語表記を参考に検討した結果、「日事連建築賞」の英語表記を「JAAF Awards」とすることとした。

(7) 「業務報酬基準（告示第15号）見直しに係る実態調査」にご協力いただける建築士事務所の推薦について（依頼）

居谷専務理事より、資料7によって、次の趣旨の報告がなされた。

国土交通省では、単位会会長宛に来年2月にアンケートを実施することで検討中である。12月1日付で「業務報酬基準（告示第15号）見直しに係る実態調査」にご協力いただける建築士事務所の推薦について依頼したところであるが、12月15日厳守で推薦をお願いしたい。

また、アンケートを実施に当たり、国交省からは800事務所程のリスト提出を要請されているが、単位会の協力を得て事務所の規模に偏りがないよう調整し、500事務所程を提出することになると思うが、アンケートに協力いただける建築士事務所を対象に説明会等を実施することも検討しているところである。

各報告事項説明後、次のとおり質疑等がなされた。

岡山会会長：ゼネコン等が魅力的な賃金等を提示し所員を引き抜くケースが見受けられる。建築士事務所離れに対する危機感を感じている。建築士事務所の技術者人件費等の情報は重要であるが、今年度は会誌の何月号に掲載されるのか。

居谷専務理事：毎年12月号に事業所規模別の一級建築士の賃金データを掲載している。

福井会会長：福井県では求人倍率が1.5倍と売り手市場である。ゼネコンに比べ大学や学生の建築士事務所の認識度が低く、建築士事務所のチラシを作成する等PRが必要である。人手不足で残業が多く、建築士の資格取得を目指している所員はなかなか勉強時間が確保できないので、司法書士や薬剤師の資格と同様、建築士の資格も在学中に一部の科目を取得可能にするなどできると良い。

佐野会長：建築士の資格取得や建築士事務所のPR等、今後社会提言として対応できると良い。

埼玉会会長：デザインビルド等に関して建築五会の意見が一致しなかった。各団体への働きかけや連携がとれるように努力してほしい。

佐野会長：まず建築設計三会で意見のすりあわせを行うことが大事である。

佐々木副会長：建築五会のデザインビルドに関しては意見がまとまらなかったが、建築設計三会では、業務報酬基準等については共同意見書を出している。今後建築三会が定期的に意見交換出来る場を設けていきたい。

<配付資料>

資料1：平成30・31年度の役員候補者の推薦手順と選任方法の申し合わせ事項（案）

資料2-1：平成29年度上半期事業報告書

資料2-2：平成29年度上半期決算報告書

資料3：建築士事務所全国大会の開催地（地方の通年開催）について

資料4-1：会員事務所の労働環境等に関する実態調査結果の公表について

資料4-2：会員事務所の労働環境等に関する実態報告書

資料5：建築士事務所厚生年金基金について

資料6-1：平成30年度日事連建築賞募集要項及び選考委員会委員について

資料6-2：日事連建築賞の英語名称について

資料7「業務報酬基準（告示第15号）見直しに係る実態調査」にご協力いただける建築士事務所の推薦について（依頼）

■第41回建賠保険等調査専門委員会議事概要

日 時 平成29年12月8日（金）

14：00～16：00

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 栗原信幸

委 員 加藤義道、鳴海義一、古谷雄一

オブザーバー 小川圭一、阿部功、中川孝昭（日事連サービス）

野口紘一、山口康喜（東京海上日動）

事務局 前田、千浜、青柳

欠席者 副委員長 栗田政明

<配付資料>

第40回建賠保険等調査専門委員会議事概要

- ・資料1-1 建賠保険の加入状況について
- ・資料1-2 建賠保険の支払い状況について
- ・資料2 宅建業法改正に伴う建物状況調査（インスペクション）業務向けE&O保険

<議 事>

議題1. 建賠保険の加入・支払い等の状況について（資料1-1、1-2）

（1）建賠保険の加入の状況について

○日事連サービス阿部専務取締役より資料1-1により、平成29年8月から10月までの建賠保険の加入状況について報告がなされた。会員事務所は増加傾向にあったが、非会員事務所は非継続などもあり減少している月もあった。非会員事務所の状況は、以下の通り。

- ・8月：非継続11件、非会員から会員への変更2件、新規加入11件 → 合計△2件

・9月：非継続6件、非会員から会員への変更2件、新規加入7件 → 合計△1件

・10月：非継続11件、非会員から会員への変更0件、新規加入16件 → 合計+5件

（2）建賠保険の支払い状況について

○東京海上・野口氏より資料1-2により、平成28年4、5月の支払い事例6件について報告された。主な概要は以下の通り。

- ・NO.1123・支持金物の選定ミスにより作り付け家具に変形が発生（建築物の滅失・破損）
- ・NO.1069・床暖房設備の機能不発揮（建築設備機能担保特約）
- ・NO.1083・屋根裏に結露が発生（建築物の滅失・破損）
- ・NO.1118・2階建てへの増築により沈下が発生（建築物の滅失・破損）
- ・NO.1158・排気設備の性能不発揮（建築設備機能担保特約）
- ・NO.1145・外装仕上げ材に反り、剥がれ等が発生（建築物の滅失・破損）

○支払状況について次のような質疑がなされた。

【NO.1123】

・カウンターは設計業務に入るのか。備品ではないのか。
→作り付け家具は、建築物と一体のため、約款上の建築物にあたる。

【NO.1118】

・どのような工法によって処置を行ったのか。
→杭打ち及びジャッキアップを行った。準備工事として、地盤の切削埋め戻しを行っているため、損害額が大きくなった。
・発注者は住宅メーカーとあるが、発注者が設計施工で請け負い、設計者は確認申請のみ行ったのか。設計者が建賠保険に加入しているために住宅メーカーの責任を設計者の責任にして補償してしまうのは、おかしいのではないか。

【NO.1145】

・屋内専用の部材を外装に使用すれば、不具合が生じることは事前にわかるのではないか。予見性があったとして補償対象外にしないのか。

→建築士もわざと事故を起こしている訳ではないので、支払対象とした。

→類似の事故は多いので、明らかに予見性がある事故については、今後はもっと慎重に検討した方がよい。

【その他】

・事故の発生から保険金支払日までの日数にばらつきがあるのは何故か。

→審査に要する時間は大きく変わらない。書類が揃うまでに時間のばらつきがある。

議題2. 宅建業法の改正に伴うインスペクション賠償責任保険制度について（資料2）

○資料2により、インスペクション賠償責任保険制度の検討状況について、東京海上・山口氏および事務局より報告された。主な内容は以下の通り。

・被保険者は「既存住宅状況調査技術者」が所属する会員事務所とする。

・支払い限度額は、1請求あたり500万円、保険期間中5,000万円とする。

・保険料は検査1件当たり1,940円、最低保険料は10,000円とする。

→支払限度額を1請求あたり1,000万から500万に減額し、保険料を下げた。

・建賠保険の加入者の場合、保険料を10%割引とする。

・上記の内容にて、常任理事会および理事会にて承認済みである。改正宅建業法が施行される平成30年4月より保険制度を開始してほしいとの意見が理事会で出された。

・士会連の保険制度を踏襲した上記内容であれば、保険制度を平成30年4月より開始することが可能である。

・建賠保険の更新の案内はすでに発送作業が始まっているため、同時に案内を送付することはできない。募集期間や周知の方法について、今後検討する必要がある。

○意見交換を行い、以下のような意見が出された。

・加入は単位会を通して申し込むのか。

→加入希望事務所から日事連サービスに直接申し込んでもらう。

・告知の方法として、日事連や単位会のホームページへの掲載、修了証等の発送時にチラシを同封する等が考えられる。

・事故事例は、士会連のものとは違う内容にしてほしい。

*次回の委員会予定

平成30年2月16日（金）14:00～16:30（日事連会議室）

■第25回基本問題検討特別委員会議事概要

日時 平成29年11月15日（水）10:00～12:00

場所 日事連会議室

出席者 副委員長 佐野吉彦

委員 佐々木宏幸、遠藤正幸、伊藤光洋、八島英孝、
宮原浩輔、児玉耕二、鈴木勇人、居谷敏弥

事務局 前田、千浜、吉田

<配付資料>

第24回基本問題検討特別委員会議事概要

資料1 営繕工事における働き方改革の取組

資料2 報酬の基準検討委員会 スケジュール概要（案）

資料3 4号建築物（特に木造戸建住宅）の構造安全性について（御照会）（日弁連）

資料4 （仮称）建築設計業務における設計図書の電磁的記録による作成と長期保存のガイドライン

資料5 第三次答申に向けた主な審議事項と具体的な論点

[議 事]

1. 公共建築設計懇談会での検討状況について

○居谷委員より資料1により、公共建築設計懇談会意見交換会での検討状況が報告された。おもな内容は以下の通り。

・営繕工事における働き方改革については適正な工期設定、週休2日の推進などの取り組みを行っていく予定である。建築固有の対応としては、設計意図の的確な反映として、遅滞ない設計意図伝達、各施工段階で設計意図を的確に反映することなどが

挙げられている。

- ・「遅滞ない設計意図伝達」を確実に実行するため、地方整備局等が発注する営繕工事の契約の仕様書において、常に工事の工程を確認して業務を実施すること、検討・報告等の期限が設定された場合は、これを遵守することを規定する。

- ・公共建築工事における設計者選定を行うためのマニュアル「建築設計業務委託の進め方」を現在、公共建築設計懇談会のもとに検討会を設けて作成中である。設計者選定についての基本的な考え方や各選定方式の業務フロー、書式等を作成予定である。

○宮原委員より遅滞ない設計意図の伝達は、事務所にとっては負担が増すこと、「建築設計業務委託の進め方」マニュアルについては、地方公共団体で技術者が少ない状況にあって確実に設計者選定をするためのマニュアルの作成であること、来年5月には完成させるべく作業を進めていることなどが、補足説明された。

○次のような意見交換を行った。

- ・資料1の1枚目では「公共建築工事、民間建築工事の発注者への普及促進」とあるが、どのような方法で普及するのか、ルートを押さえておいた方がいい。

- ・施工図については「設計意図が正確に反映されていることを確認する必要があるものに限り、特記仕様書に具体的に記載する」と但し書きがあるが、特記仕様書に意図伝達のところで見なければいけない施工図の種類を書くことになる。そのあたりのことは全く認識されていない。また設計・監理一括で随契で行う場合、意図伝達業務があるにもかかわらず、報酬等にも反映されない。

- ・官庁営繕の説明では、告示の設計業務に意図伝達業務は含まれているので、最初の設計だけを分離して発注しているときはその分は引いているとのことである。

- ・施工図の問題と報酬の問題が未解決である。これからの課題である。

- ・マニュアル「建築設計業務委託の進め方」は地方公共団体で使用するとは限らないが、こういうものがあるということが説明の手段として使えるのではないかと。

- ・施工という現場で働き方改革をしていく上で、設計者に影響があるか。

- ・営繕側から「遅滞ない設計意図の伝達」ということがあがってきたが、その内容が定かではないことがこれから判明するのではないかと。

- ・適正な工期設定ということが挙げられているが、無理な工期設定なものも多々ある。

- ・複数年度にまたがる工期設定をという議論もあった。営繕では推進していきたいようであったが地方公共団体によっては予算等の関係で難しいこともあるようである。

- ・地方公共団体にまで踏み込んでほしい。

- ・地方公共団体にはどのように周知するのか。

- ・全国営繕主管課長会議等の場で周知することになる。

2. 告示第15号の改正について

○居谷委員より資料2により告示第15号の改正の検討状況について報告された。おもな内容は以下の通り。

- ・第2回の検討会ではヒアリング結果に基づく課題の整理を行い、第3回では各団体からの要望・意見の表明を行った。設計三会でまとめた要望・意見も提出している。

- ・資料2のp.3～4が設計三会でまとめた意見、p.5～11が日事連として提出した意見、p.13～がヒアリング結果から国交省でまとめた改正の視点である。

○佐々木委員より次のような補足説明が行われた。

- ・国交省の担当官と若干フライング的な話もしている。アンケート調査は検討会では精査しないということである。また企画業務を標準業務と考えられないかを現在検討中である。

- ・20,000㎡を超えると複合建築となるがアンケートでは出てこないのではないか、また小規模の戸建て等もアンケートで出てこないのではないかという懸念もある。

○次のような意見交換を行った。

- ・中建審ではどのような報告がなされるのか。

- ・11月22日の検討会での結果を踏まえて報告がなされるのではないかと。

- ・標準業務となるには業務量が算定できないとだめである。

- ・地方自治体では業務量よりも安い・高いという単価に関心がある。発注者にとっても使いやすいことが望まれている。
- ・設計三会の足並みは揃っているのか。
- ・揃えようとしている。
- ・青年WGでは一人二人の事務所の状況は深刻であるという話が出ている。告示第15号がきちんと使えるかどうかが重要。
- ・アンケート調査を行うとその結果がすべてになってしまう。

3. 日弁連のアンケート調査について

○居谷委員より資料3により日弁連の4号建築物についてのアンケート調査について説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・日弁連から4号建築物についてのアンケート依頼が、日事連と一部の単位会を除いた各単位会に送付された。日弁連の照会依頼文書と各単位会の対応を資料3にまとめた。アンケート内容は基準法等の内容にも踏み込んだものとなっている。
- ・日弁連がアンケート結果をどのように使用していくのかは分かっていない。なぜ今聞きたいのかは不明であるが、社整審の諮問内容にも入っていなかったので法改正とは関係はないのかもしれない。

○次のような意見交換を行った。

- ・前回の法改正でも4号建築物については踏み込めなかった。マスコミで報道されるなどすると変わる可能性もある。
- ・訴訟が増えていることなども関係しているかもしれない。
- ・業務・技術委員会で議論した。今は住宅瑕疵担保保険があるのできちんと行われているのではないかという意見や確認のない地域の問題を指摘する意見も多かった。
- ・国交省から4号建築物について計算書等の保存と建築主への引き渡しについての意見照会があったが、団体として答えるのは難しいとの業務・技術委員会での反応を伝えた。
- ・アンケートに答えている単位会の回答では賛成が多い。それが日事連の回答と思われるのも怖い。審査の期間にも影響することである。

4. 設計図書の電磁的記録による作成と長期保存のガイドライン(案)について

○居谷委員より資料4により設計図書の電磁的記録による作成と

長期保存のガイドラインについて(公社)日本文書情報マネジメント協会を事務局として検討会が開催されており、ガイドライン(案)が固まってきたことが報告された。国交省もオブザーバーとして参加しており、設計図書の保存や電磁的記録のあり方等検討している旨、説明された。

会員への周知はどのように行うのかとの質問がなされ、周知についてはこれから検討する旨、回答された。

5. 社会資本整備審議会建築分科会での検討状況について

○宮原委員より資料5により社会資本整備審議会建築分科会での検討状況が報告された。おもな内容は以下の通り。

- ・審議事項は、既存ストックの活用、木造建築を巡る多様なニーズへの対応、適切な維持管理・更新による建築物の安全性確保の3点であり、そのために必要な規定の合理化等を図る。
- ・木造建築については主として防火規制の合理化が検討されている。
- ・審議会を経て、通常国会に上げられるという流れになる。

6. 設計三会の連携について

○居谷委員より設計三会の連携について、常設的に三会で意見交換をする場を設けた方がいいのではないかという話が出ているとのことで、意見照会された。災害対応時には三会の連携が必要、何か検討すべき事案が生じたときに設けたらどうかなどの意見が出され、引き続き検討することとした。

○次回委員会日程 平成30年2月1日(木)

10:00~12:00

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

平成30年

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 1月24日 | 業務・技術委員会 |
| 25日 | 構造技術専門委員会 |
| 31日 | 建築士事務所の業務環境改善WG
教育・情報委員会 |
| 2月 1日 | 基本問題検討特別委員会
全国大会実行特別委員会 |
| 2日 | JAAF-MST維持管理WG |
| 5日 | 指導運営委員会 |
| 6日 | 会誌編集専門委員会 |
| 8日 | 既存住宅状況調査専門委員会 |
| 14日 | 青年WG
広報・渉外委員会 |

平成29年12月末 会員・構成員異動報告等

1. 期 間 平成29年12月1日～12月31日
 2. 会 員 在 籍 正会員 46団体 構成員 14,853事務所
 賛助会員 6社

単位会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増 減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増 減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	- 4	1,021	4,487	22.8%		256	25.1%
青 森		184	958	19.2%		39	21.2%
岩 手		274	1,039	26.4%		68	24.8%
宮 城		355	2,066	17.2%		76	21.4%
秋 田		147	975	15.1%		46	31.3%
山 形		184	1,180	15.6%		56	30.4%
福 島		239	1,631	14.7%		68	28.5%
茨 城		496	2,060	24.1%		156	31.5%
栃 木		182	1,408	12.9%		84	46.2%
群 馬		187	1,790	10.4%		91	48.7%
埼 玉	- 1	500	4,993	10.0%		123	24.6%
千 葉	- 1	397	3,510	11.3%		113	28.5%
東 京	+ 8	1,589	15,362	10.3%	+ 2	551	34.7%
神奈川	+ 2	786	6,259	12.6%	+ 2	198	25.2%
新 潟		320	2,347	13.6%	+ 1	137	42.8%
長 野	- 1	422	2,180	19.4%		119	28.2%
山 梨		110	850	12.9%		9	8.2%
富 山		311	1,245	25.0%		58	18.6%
石 川		302	1,347	22.4%		53	17.5%
福 井	+ 1	221	1,002	22.1%		53	24.0%
静 岡		431	3,211	13.4%		133	30.9%
愛 知	+ 2	558	5,218	10.7%	+ 1	136	24.4%
三 重	+ 2	183	1,180	15.5%		63	34.4%
滋 賀	- 1	180	1,181	15.2%		33	18.3%
京 都		352	2,184	16.1%		97	27.6%
大 阪	- 2	777	6,557	11.8%	+ 1	204	26.3%
兵 庫	- 3	417	3,397	12.3%		109	26.1%
奈 良		107	951	11.3%		22	20.6%
和歌山		131	789	16.6%		26	19.8%
鳥 取	+ 1	103	490	21.0%		45	43.7%
島 根		121	637	19.0%		63	52.1%
岡 山		384	1,514	25.4%	+ 1	63	16.4%
広 島		345	2,385	14.5%	+ 1	130	37.7%
山 口		111	1,070	10.4%		37	33.3%
徳 島		105	870	12.1%		14	13.3%
香 川	- 1	99	1,120	8.8%		17	17.2%
愛 媛		161	1,189	13.5%		41	25.5%
高 知		141	657	21.5%	+ 1	28	19.9%
福 岡	- 2	470	3,753	12.5%	+ 1	154	32.8%
佐 賀	+ 1	183	622	29.4%		36	19.7%
長 崎		260	859	30.3%		42	16.2%
熊 本		227	1,268	17.9%		96	42.3%
大 分	+ 1	145	925	15.7%		37	25.5%
宮 崎	+ 1	118	1,094	10.8%		53	44.9%
鹿 児 島	+ 2	321	1,275	25.2%		83	25.9%
沖 縄		196	1,317	14.9%	+ 1	62	31.6%
計	+ 5	14,853	102,402	14.5%	+ 12	4,178	28.1%

※建築士事務所登録数は平成29年4月1日時点の数字である。